



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No. 2
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 ホワイト&ケース法律事務所
弁護士 大橋宏一郎
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1
神田橋パークビルディング
【報告義務発生日】 平成18年10月19日
【提出日】 平成18年10月20日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1
【提出形態】 その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	クラリオン株式会社
会社コード	6796
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京、大阪
本店所在地	埼玉県戸田市上戸田50

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（その他（リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ））
氏名又は名称	オムニ・パートナーズ・エルエルピー (Omni Partners LLP)
住所又は本店所在地	英国ロンドン市フォア・ストリート4、サルターズ・ホール2階 (2nd Floor, Salters Hall, 4 Fore Street, London EC2Y 5DB, United Kingdom)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	2004年10月27日
代表者氏名	スティーブン・クラーク
代表者役職	パートナー
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1神田橋パークビルディング ホワイト&ケース法律事務所 川内晶子
電話番号	03 (3259) 0200

(2)【保有目的】

投資一任契約に基づく投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			14,192,000
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 14,192,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 14,192,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年10月19日現在)	Q 282,744,185
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	5.02%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	7.23%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年10月12日	株券	6,774,000	取得	
平成18年10月13日	株券	10,000,000	取得	
平成18年10月17日	株券	3,666,000	取得	
平成18年10月18日	株券	884,000	処分	
平成18年10月19日	株券	5,364,000	処分	

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(R) (千円)	0
借入金額計(S) (千円)	0
その他金額計(T) (千円)	3,257,257
上記(T)の内訳	顧客資産
取得資金合計(千円) (R+S+T)	3,257,257

②【借入金の内訳】 該当なし

③【借入先の名称等】 該当なし


POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Omni Partners LLP ("Omni"), a limited liability partnership organized and existing under the laws of United Kingdom and having its registered and principal executive office at 2nd Floor, Salters Hall, 4 Fore Street, London EC2Y 5DB, United Kingdom, does hereby constitute and appoint Koichiro Ohashi, Attorney-at-Law, of White & Case Law Offices with its place of business at 19-1, Kanda-Nishikicho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, its true and lawful agent and attorney-in-fact, with full power and authority to perform each and all of the following acts in the name, and on behalf of Omni:

- (a) to prepare, submit and revoke large shareholding reports, amendment reports to the large shareholding reports and amendment reports and correction reports thereto and other documents required by the Securities Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948);
- (b) to prepare, submit and revoke reports, notices, communications and other documents required by any other laws of Japan; and
- (c) to appoint one or more persons as substitute(s) attorney(s)-in-fact for any and all of the aforesaid purposes and to revoke such appointment.

IN WITNESS WHEREOF, the said Omni has caused this power of attorney to be executed by its duly authorized representative on this 17th day of October 2006.

OMNI PARTNERS LLP

By: 
Name: SCOTT H. USHER
Title: PARTNER

(訳文)

委任状

英国法に基づき設立され存続するリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップであり、英国ロンドン市フォア・ストリート4、サルターズ・ホール 2 階に本店を置くオムニ・パートナーズ・エルエルピー(Omni Partners LLP) (以下当会社という。) は、東京都千代田区神田錦町一丁目 19 番地 1 に事務所を置くホワイト&ケース法律事務所の弁護士大橋宏一郎氏を、当会社の適法な代理人として指名して定め、当会社を代理して下記の権限を付与する。

- (a) 日本国の証券取引法 (昭和 23 年法 25) の規定に従って、大量保有報告書及び同変更報告書並びに同訂正報告書及びそれに付随関連する一切の書類並びにその他の書類を作成、提出及び撤回すること。
- (b) その他の日本法により提出が要求される全ての報告、届出、連絡及びその他の文書を作成、提出及び撤回すること。
- (c) 上記の目的の全て又は一部のために、一人またはそれ以上の復代理人を選任し、又は、これを解任すること。

上記の証として、当会社は、西暦 2006 年 10 月 17 日にここに署名した。

オムニ・パートナーズ・エルエルピー

(署名)

氏名：スコット・アッシャー

役職：パートナー

上記正訳致しました

弁護士 大橋宏一郎

